

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

年末調整～2023年の改正点～

今月のニュースレターでは、2023年度の年末調整における改正のポイントをご案内いたします。

■ 2023年改正のポイント

2023年の年末調整では、2020年、2022年、2023年に行われた源泉所得税の改正により、次の3点に影響が発生しています。

【2023年年末調整改正

1. 住宅ローン控除の控除率、適用期間の変更
2. 非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件の変更
3. 扶養控除申告書に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」「寡婦又はひとり親」欄の追加

■ 住宅ローン控除の控除率、適用期間の変更

2022年の税制改正によって、住宅ローン控除制度の適用期限が2025年12月31日まで延長になったことにより、2022年から2025年までの期間に入居した場合における控除率等が以下のように変更になっております。

- 控除率：1%から0.7%に引き下げ
- 控除期間：新築住宅について13年に延長
- 借入限度額：住宅性能、移住開始年別に設定

出典：財務省「住宅ローン控除の見直し(令和4年度改正)」

出典：国税庁「令和4年源泉所得税の改正のあらまし」

■ 非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件の変更

2023年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。

1. 年齢16歳以上30歳未満の人
2. 年齢70歳以上の人
3. 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - (イ) 障害者
 - (ウ) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上うけている人

参考 URL：国税庁「令和5年分 年末調整のしかた 昨年と比べて変わった点」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2023/pdf/02.pdf>

【扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲】



出典：国税庁「令和5年分 年末調整のしかた 昨年と比べて変わった点」

年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記に該当する場合には、以下の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を給与の支払者に提出をする必要があります。

【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上 30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	「親族関係書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

出典：国税庁「令和5年分 年末調整のしかた 昨年と比べて変わった点」

■ 扶養控除申告書に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」「寡婦又はひとり親」欄の追加

「令和5年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄と「寡婦又はひとり親」欄が追加されています。

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※ 「令和5年中の所得の見積額」欄または、所得の見積額を記載します。
16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)					円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫又は70歳以上) <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 扶養親族	円		<input type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

出典：国税庁「令和5年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

この変更については、住民税に関する控除の適用漏れへの対応という背景があります。所得税の計算の際には年間の合計所得額に退職所得を含めるのに対し、住民税の計算時には退職所得が含まれません。退職所得が含まれないことで合計所得額が低くなり、所得税の計算時には適用されなかった控除が住民税の計算時に適用される可能性が生じます。この控除の適用漏れを防ぐため、2022年度の税制改正で措置が講じられ、2023年分の申告書より項目が追加されました。

年末調整について、ご不明点やお困りのことがございましたら、弊社担当までご連絡くださいませ。

- ◆11月の労務スケジュール
- ～11/30 10月分社会保険料納付
 - ～11/10 10月分源泉徴収税額・住民税額の納付

Legal Networks CORPORATION 編集担当：奥田 編集責任者：勝山

社会保険労務士法人 リーガルネットワークス 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号 TEL: 03-6709-8919